

一人ひとりが活きる男女共同参画社会づくり

T O W N S A T O O

富里市男女共同参画計画



はじめに

21世紀を迎えた今日、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、一人ひとりが個人として尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

国では、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が緊急の課題とされ、地方公共団体や国民の責務も明記されました。

このような中、本市においても、新しい時代の潮流に対応していくため「富里市男女共同参画計画」を策定しました。本計画は「一人ひとりが活きる男女共同参画社会づくり」を基本目標とし、今後10年間に取り組んでいく施策の方針を示しています。

本計画の推進にあたっては、行政が積極的に取り組んでいくことはもちろんですが、行政と市民、事業者等がともに連携しながら一体となって進めていくことが重要ですので、市民の皆さまの、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました男女共同参画計画策定委員会の委員の方々をはじめ、ご意見をお寄せいただきました多くの皆さまに、厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

富里市長 相川義雄

目次

1	計画の策定にあたって	1
---	------------	---

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	基本理念	3
5	計画の視点	4

2	男女共同参画をめぐる現状と課題	7
---	-----------------	---

1	人権にかかわること	8
	（1）ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
	（2）セクシュアル・ハラスメント	10
	（3）性犯罪やストーカー行為、売買春や援助交際	12
	（4）メディアなどにおける女性べっ視や過激な暴力表現	12
2	意識にかかわること	13
	（1）性別による固定的な役割分担意識	13
	（2）学校等における男女平等教育上の問題	14
	（3）地域における慣行上の問題	15
	（4）女性・男性自身の意識の問題	16
3	参画にかかわること	17
	（1）方針決定の場における男女格差	17
	（2）国際交流にかかわる問題	19
4	就労にかかわること	20
	（1）待遇の不平等	20
	（2）自営業に就労する女性の問題	21
	（3）働く女性の保護上の問題	21
	（4）働くものの権利上の問題	21
5	家庭・地域にかかわること	23
	（1）家事などの女性への負担	23
	（2）子どもに対する期待の偏り	24
	（3）ひとり親家庭の自立困難	25
6	健康・福祉にかかわること	26
	（1）健康を守り育てる権利の侵害	26
	（2）一人暮らし高齢期不安	26
	（3）保育や介護に関する不安	27

3	計画の目標	28
---	-------	----

1	基本目標	28
2	基本方針	29
	(1) 人権が尊重される社会をつくる	29
	(2) 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる	29
	(3) あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる	30
	(4) だれもが働きやすい社会をつくる	30
	(5) だれもが安心して暮らせる社会をつくる	30

4	施策の方向	32
---	-------	----

1	人権が尊重される社会をつくる	32
	(1) 女性への暴力等の排除	32
	(2) 被害者への支援	32
	(3) メディアにおける人権擁護	33
	(4) 性の商品化を防ぐための意識啓発	33
2	一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる	34
	(1) 男女平等意識の醸成	34
	(2) 家庭・地域における学習機会の充実	34
	(3) 学校における男女平等教育の充実	35
3	あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる	36
	(1) 市政への女性参画の促進	36
	(2) 方策決定への女性参画の促進	36
	(3) 国際交流の促進	36
4	だれもが働きやすい社会をつくる	37
	(1) 雇用の機会、条件の改善	37
	(2) 働く場の環境整備	37
	(3) 家内就労者の条件整備	38
	(4) 家庭との両立支援	38
5	だれもが安心して暮らせる社会をつくる	39
	(1) 子育てへの支援	39
	(2) 健康づくりの推進	39
	(3) 生涯福祉の推進	40

5	計画を推進するために	41
---	------------	----

1	庁内推進体制の強化	41
2	市民、事業者との連携の強化	41

	参考資料	43
--	------	----

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では憲法に男女平等がうたわれてから半世紀にわたり、家庭や地域、学校、職場などで男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

しかし、社会には依然として男性が優遇される状況がみられたり、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識も根強く存在しています。

性別による役割の固定化は、個人の多様な生き方の可能性を狭めることとなります。これは、男女を問わず基本的人権に関わる問題でもあります。

人権を尊重し、性による差別をなくすことは、一人ひとりの人生を充実した豊かなものにするにつながります。

また、少子・高齢化や国際化、高度情報化がより一層進行する中で、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

平成11年に制定された「^{*}男女共同参画社会基本法」の前文には、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、この法律において市町村は、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない(第14条)」とされています。

富里市は平成14年に市制を施行し、さらなる一步を踏み出しました。一人ひとりが個性と能力を活かしながら、あらゆる分野に参画できる社会を目指し、男女共同参画計画を策定します。

* 男女共同参画社会基本法

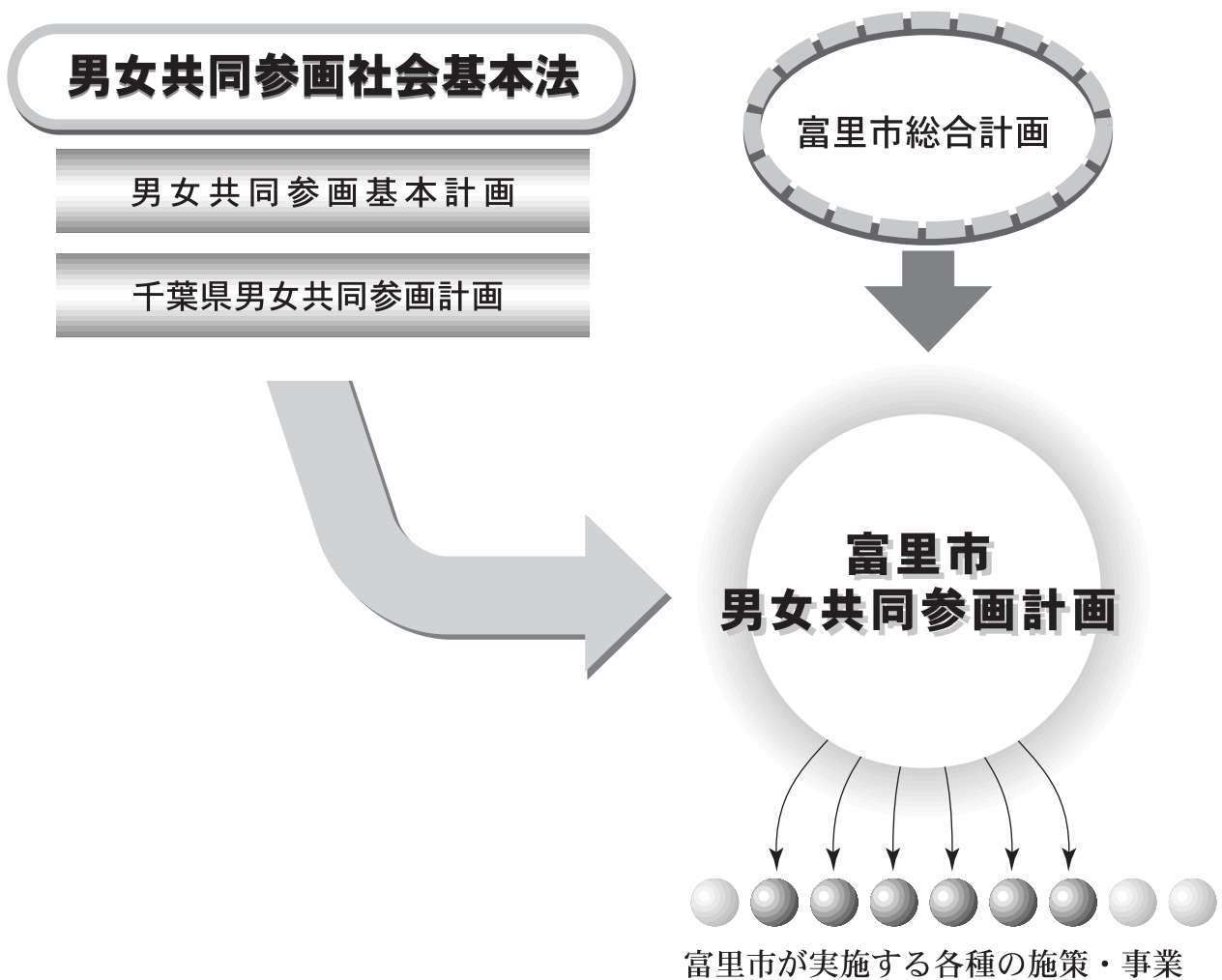
平成11年6月に公布・施行されました。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会、すなわち「男女共同参画社会」の形成についての基本理念を明らかにし、「男女共同参画社会」の形成に関する取組を総合的・計画的に推進するため制定されました。(p.44 参照)

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定するもので、富里市における男女共同参画を推進するため、様々な分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくための方針を示すものです。

また、この計画は国と千葉県の男女共同参画計画を踏まえるとともに、富里市総合計画（平成13年3月策定）の方針に沿って策定するものです。

なお、計画の推進にあたっては、行政と市民、事業者がともに連携しながら一体となって取り組んでいく必要があります。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 か年とします。

なお、国・県の動向や社会情勢の変化などにもない、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を理念として、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が法の下に平等であることを保障しています。

また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念として掲げています。

本計画では、これらを基本理念として男女共同参画のための取り組みを進めることにより、基本目標の実現を目指します。

5 計画の視点

本市は、「まず自分らしく」「ジェンダーに気づく」「より広い視野へ」という3つの視点をもって、男女共同参画に向けた取り組みを進めていきます。



まず自分らしく

女性は「家事がきちんとできて当たり前」、「仕事は家事に影響しない範囲でするのがよい」、「育児や介護は女性がすべきもの」、男性は「家族を扶養するのが当然だ」、「家を継ぐものだ」など、こうした意識は私たちの中に常識となってしまう場合があります。

しかし、人間は女性でも男性でもいろいろな個性や考えをもっています。

性別による社会的な有利、不利をなくし、一人ひとりの価値観にあった多様な生き方を尊重していきます。

ジェンダーに気づく

たとえ制度や仕組みが改善されても、それだけでは男女平等社会は実現しません。

家庭や地域、働く場などで実際に平等を達成するには、私たち一人ひとりが*ジェンダーにとらわれていないか、まず気づくことが大切です。

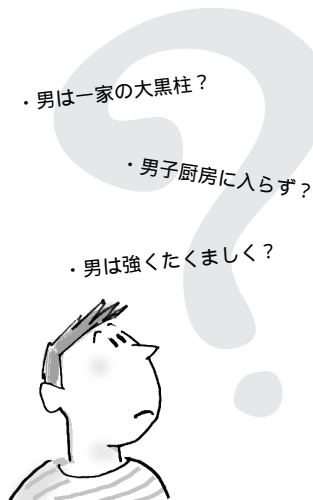
女(男)とはこういうものだという意識が差別や不利益を生んでいないか、「ジェンダーに気づく敏感な視点」を大切にしていきます。



より広い視野へ

これまでの男女平等をめぐる問題は、「女性問題」としてとらえられ、主に女性への差別だけに目が向けられてきました。しかし、ジェンダーに敏感な視点でとらえ直してみると、これは決して女性だけの問題ではなく、男性への固定的な考え方にも問題があることがわかります。

視野を「女性問題」からより広げて、男性も含めた社会全体の「男女のありかたの問題」としてとらえていきます。



*ジェンダー

「男は仕事、女は家庭」などといった社会的、文化的に形成された男女の性別のことです。個人としての考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用します。

なお、ジェンダーにとらわれない状況を「ジェンダー・フリー」といい、例えば青色は男性、赤色は女性などのようなジェンダーに基づく決めつけや偏見のことを「ジェンダー・バイアス」といいます。

次の行為は「ジェンダー・バイアス」の例です。

家庭で…



共働きなのに、男は「仕事」、女は「仕事と家庭」となっている
 子どもが3歳になるまでは母親が育児に専念すべきだと思う
 夫を「主人」と呼ぶのは当然だと思う
 「女のくせに」とか「男のくせに」と叱ることがある
 妻が家事すべてを取り仕切り、夫に口をはさませない

地域で…

地域活動を仕切るのは決まって男性で、
 女性は飲食の準備や後かたづけばかり
 「女医」「女流作家」などの呼称をつかう
 公共施設のトイレには女性用の方にしかベビーベッドがない
 デートの費用はいつも男性がもつ

職場で…

お茶くみやコピーは女性の社員が行う
 女性だけが制服の着用を義務づけられる
 職場結婚すると、妻の方の配置を換える
 仕事のできる男性は育児休業を取らない方が
 いいと考える



どうして？



2 男女共同参画をめぐる現状と課題

本市においても、男女間にみられる差別や格差、不利益など、性別をめぐって様々な問題がみられます。

「人権にかかわること」「意識にかかわること」「参画にかかわること」「就労にかかわること」「家庭・地域にかかわること」「健康・福祉にかかわること」という6つの分野について、次のような課題に取り組んでいくことが求められています。

なお、ここでは以下のような資料に基づき現状分析を行っています。

「情報誌による調査より」及び「市民の声より」

とみさと男女共同参画情報誌「男女の共生を考える」第2号(平成14年4月)の中のアナケートに寄せられた回答結果です。

「統計資料より」

千葉県や富里市などがこれまでに実施した各種の統計資料です。

「アンケート結果より」

富里市が平成10年に実施した「女性問題意識調査」の結果です。

1 人権にかかわること

(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)

社会にも家庭にも暴力が様々な形で存在し、主体的に生きる権利や自由が侵害されている場合があります。

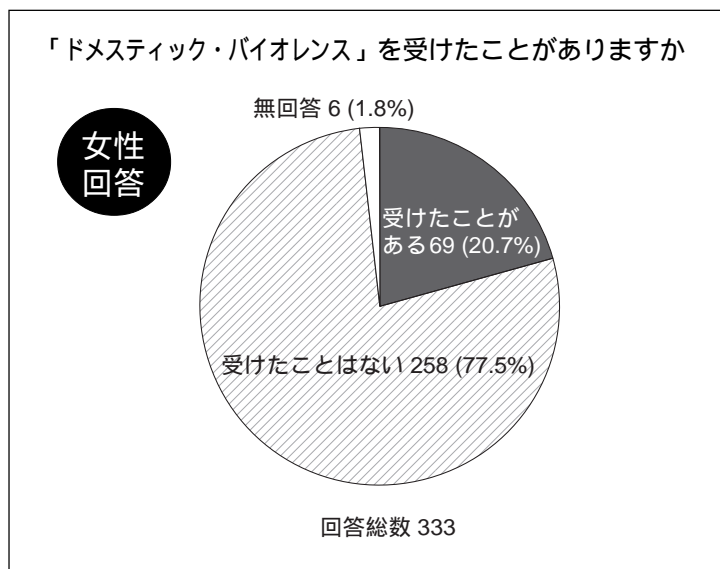
中でも女性が女性であるがために受ける暴力は、女性に身体的、性的、心理的な傷や苦しみを与えたり、自由を制約したりしています。

「*ドメスティック・バイオレンス」や「セクシュアル・ハラスメント」などの暴力は人権侵害であり、決して許されることではありません。しかし、これまで女性に対する暴力は社会的問題として取り上げられることは少ない状況でした。

ドメスティック・バイオレンスは、被害者が死に至る例もあり、また、繰り返し受けていると、人間としての尊厳を認識できなくなるおそれもあります。

このため、今後は実態をよく把握して被害者を救済するとともに、暴力を許さない社会づくりを進めていく必要があります。

情報誌による調査より



「ドメスティック・バイオレンス」を受けたことがあると回答した女性は20.7%となっています。

* ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンスとは、夫やパートナーなどの親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が起こる背景には、性別による役割分担意識や男性優位の考え方による女性の人権の軽視、暴力を容認しがちな風潮があるものと考えられています。

平成13年10月から「*ドメスティック・バイオレンス防止法」が施行され、被害者への相談や一時保護、カウンセリングなどの体制が強化されました。

次の行為は「ドメスティック・バイオレンス」の例です。

身体的暴力

- ・ 殴る、蹴る（ふりをする）
- ・ 包丁を突きつける
- ・ ものを投げつける
- ・ 髪を引っ張る
- ・ タバコの火を押し付ける

性的暴力

- ・ 性行為の強要をする、避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する
- ・ 暴力的な性行為をする
- ・ 子どもができない事を一方的に非難する

精神的暴力

- ・ 何でも従えといい、発言権を与えない
- ・ 人前で侮辱する
- ・ 大事なものを捨てる、壊す
- ・ 罵詈雑言を浴びせる
- ・ 無視する

経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 洋服などを買わせない
- ・ 家庭の収入について何も教えない

社会的暴力

- ・ 友人などとうるなどの外出を制限する
- ・ 仕事をやめることを強要する

* ドメスティック・バイオレンス防止法

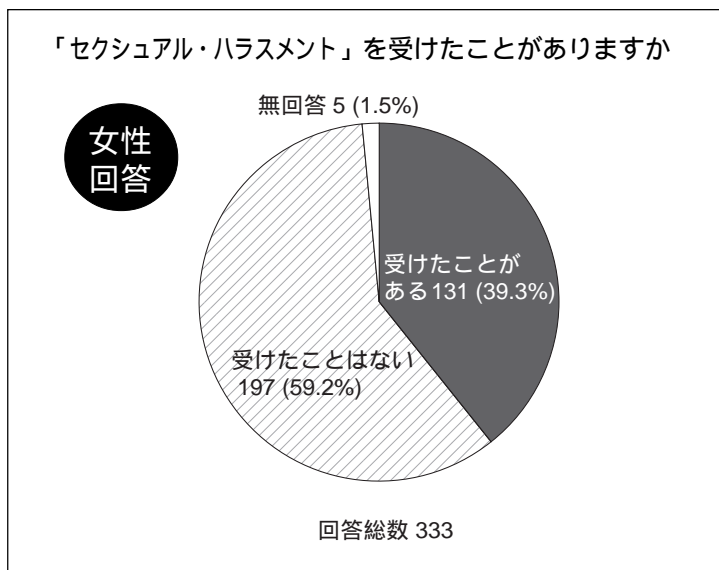
正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。(p.49 参照)

(2) セクシュアル・ハラスメント

「*セクシュアル・ハラスメント」も暴力行為の一つです。特に「セクシュアル・ハラスメント」については、それが「暴力である」と認識されていないことが事態を深刻にしている場合もみられます。

*男女雇用機会均等法は、「雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント」を防止するための事業主の責任を明記しています。今後は、法の趣旨を周知して、「セクシュアル・ハラスメント」を許さない環境づくりを進めていく必要があります。

情報誌による調査より



「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」と回答した女性は39.3%となっています。

* セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性に関する言動を行うことです。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をしる上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることがあります。

* 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法(正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」といいます。)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

次の行為は「セクシュアル・ハラスメント」の例です。

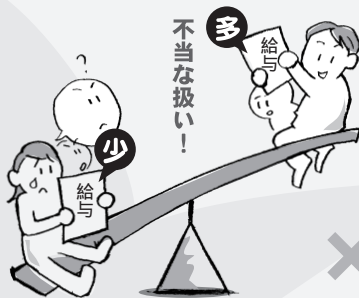
×レッドカード行為×

(すぐに損害賠償などの法的責任が生じるというわけではありませんが、その可能性が高いものです)

宴会や接待などの場で、カラオケのデュエットを強要したり、お酌をするよう命令する

性的ないやらしい冗談やからかいを連発したり、胸や腰などにさわろうとする

上司が性的な誘いをして断られたため、社内で不当な扱いをする女性というだけで部署を限定したり、手当などをカットする



×イエローカード行為×

(相手が嫌がっているにもかかわらず継続すると、レッドカードになるものです)

職場で、わいせつなヌードグラビアを鑑賞したり、ヌードポスターを貼る

女性は名前で「ちゃん」、男性は苗字で「くん」と呼ぶ

職場で、性的経験や容姿、身体のことについて話題にしたり、追求したりする

食事やデートに執拗に誘う

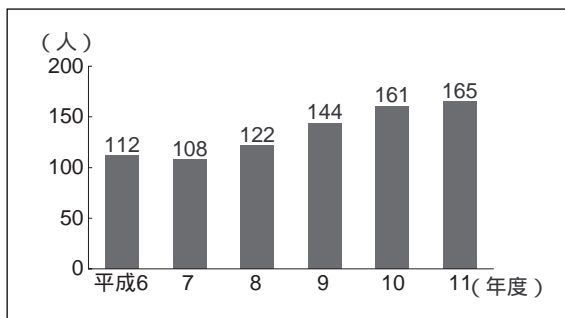


(3) 性犯罪やストーカー行為、売買春や援助交際

性犯罪や*ストーカー行為、売買春や援助交際などには、女性を性的な対象物としてみる意識が強く作用しています。今後は関係機関と連携しながら取り締まりの強化を図るとともに、性差を超えて一人ひとりの個性を尊重しあう社会づくりを進めていくことが必要です。

統計資料より

性犯罪の検挙人数の推移



千葉県における性犯罪の検挙人数は年々増加しており、平成11年には165人に達しています。

(千葉県警察本部)

(4) メディアなどにおける女性べっ視や過激な暴力表現

本市においても幹線道路の沿道などにおいて、風俗店やテレフォンクラブなどの宣伝看板、ポスターが目立っています。こうしたものの中には、女性のべっ視につながる表現や、過激な暴力表現がみられるものがあります。

過激な暴力表現や性別による固定的な役割分担意識に基づく偏った表現などメディアにおいて女性の人権に対する配慮を欠いた取り扱いがなされることは、人々に誤った性差別観念を植え付けるだけでなく性犯罪などの原因となるおそれがあります。今後は、これらが無意識に受け入れるのではなく、意識的に見直していく必要があります。

* ストーカー行為

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定し、*ストーカー規制法により規制されています。

* ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が公布され(同年11月施行)、ストーカー行為が犯罪とされるとともに、行政的対応が整備されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

千葉県では、ストーカー行為を規制するため、「迷惑防止条例」が改正され、平成12年7月1日から施行されています。

2 意識にかかわること

(1) 性別による固定的な役割分担意識

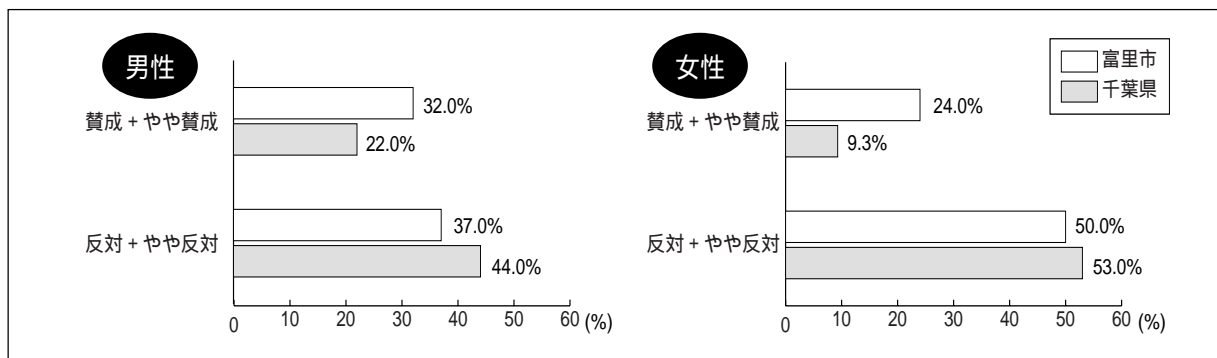
男女には生れながらにして適性や能力の違いがあると考え、男女を必要以上に区別したりすることがあります。また、「男は男らしく、女は女らしくすることがよい」という意識が働くことにより、一人ひとりの個性の発揮が阻害されている状況もみられます。

こうした意識が「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担をもたらし、個人としての自由で多様な生き方を狭めてきたことを認識する必要があります。そして、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野にジェンダーにとらわれない意識の浸透を図り、一人ひとりが個性や能力を發揮できる社会づくりを進めることが必要です。

アンケート結果より

富里市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する回答が男性に32.0%、女性に24.0%存在しており、それぞれ千葉県との22.0%（男性）、9.3%（女性）を大きく上回っています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の市民と県民の比較



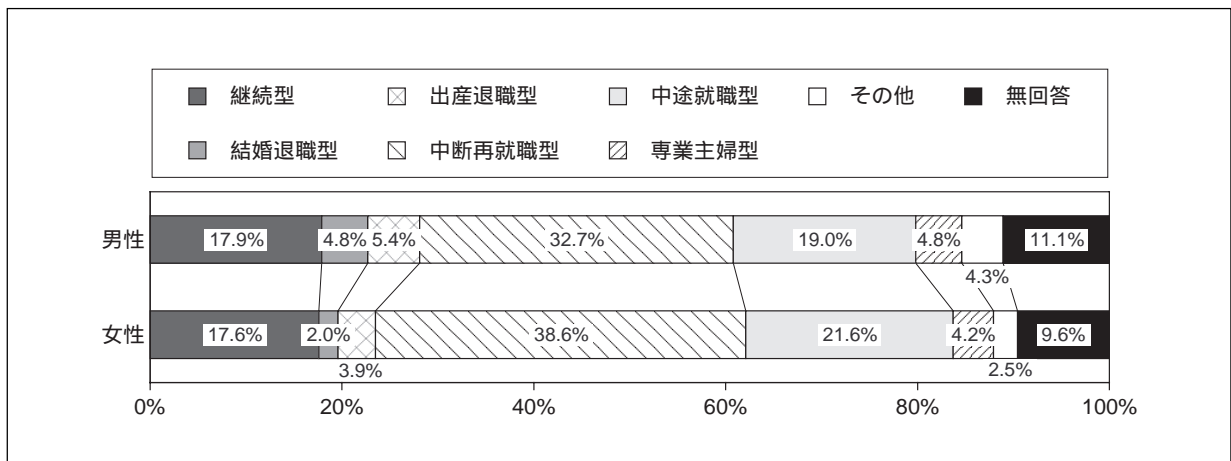
市民の声より

外見では平等とは言っているものの、まだまだ男の人・女の人意識の中に、食べさせてやっている、もらっているという人が多い。その家庭の子どももそのように育てられているから、なかなか平等にならない。（40代女性）

アンケート結果より

女性の仕事へのあり方については、「仕事は続けるが子育ての時期は一時やめる」が最も多く、「結婚してからまたは子育てが終わってから仕事を始める」がこれに次いでいます。

女性の仕事へのあり方



(2) 学校等における男女平等教育上の問題

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、これまで親のしつけや教育を通じて子どもの意識の中に植えつけられてきました。したがって、家庭や地域、学校において、性別に左右されることなく子ども一人ひとりの個性を重視していくという意識を持ち、しつけや教育に配慮していくことが必要です。

市民の声より

男性・女性それぞれの根底に、「女は家にいる」という意識があると思う。結婚、出産後も仕事を続けていたが、「家を犠牲にしている」というようなうしろめたさがあった。子どものころからの教育で、そういった根っこをとりはらってもらいたい。(30代女性)

(3) 地域における慣行上の問題

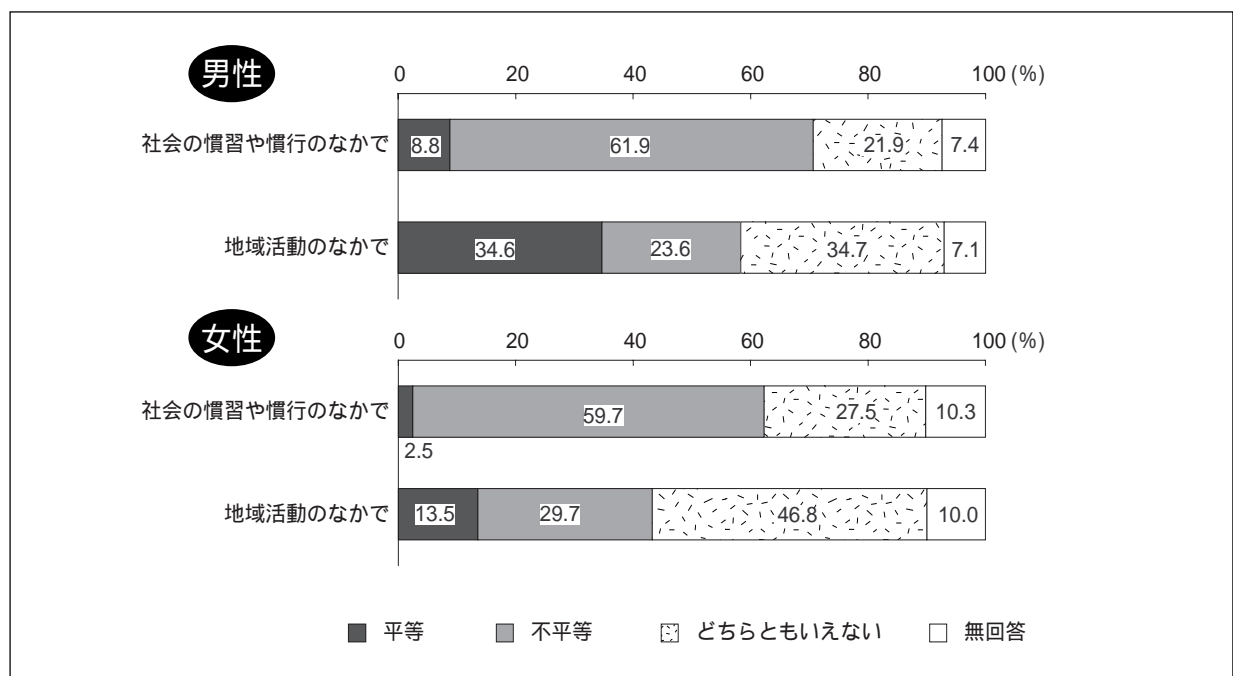
性別による役割分担意識は地域においても様々な形で存在しています。例えば、地域の代表者が男性中心であったり、地域の慣習や慣行、行事などで「男はこう、女はこう」といった性別による固定的な役割分担によって、一人ひとりの個性の発揮が阻害されていることがあります。

今後は、地域においても性別による固定的な役割分担意識による弊害があれば、これを見直していく必要があります。

アンケート結果より

社会の慣習や慣行のなかで男女が平等になっていないと感じる人が男性に61.9%、女性に59.7%存在しています。一方、平等だと感じる人は、男性が8.8%に対し、女性は2.5%にとどまっています。また、地域活動のなかで男女が平等になっていないと感じる人が男性に23.6%、女性に29.7%存在しています。一方、平等だと感じる人は男性34.6%に対し、女性は13.5%にとどまっています。

男女の平等意識



(4) 女性・男性自身の意識の問題

法律など制度面での男女平等は進みましたが、私たちの意識や行動面では性別による固定的な役割分担意識にとらわれた部分があります。男女平等の意識をつくるためには、まず、女性自身、男性自身がジェンダーに気づくことが第一歩となります。そして、ジェンダーにとらわれない自由な立場で、男女平等を考え行動していく必要があります。

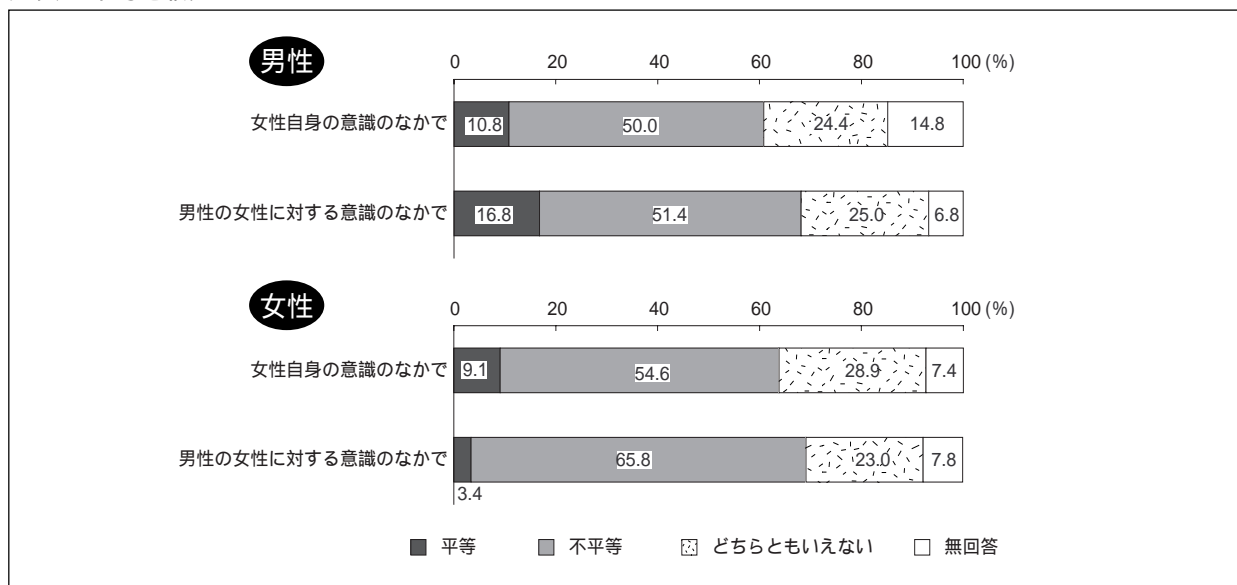
このジェンダーに気づくということは、いわば自分の意識改革といえるものであり、このような意識改革は、様々な場面で時間をかけて進めていく必要があります。

アンケート結果より

男性の女性に対する意識のなかで男女平等意識をもっていないと感じる人が男性に51.4%、女性に65.8%存在しています。

一方、平等になっているとする人は、男性16.8%に対し、女性は3.4%にとどまっています。

男女の平等意識



市民の声より

男性も女性も、自分の人生をしっかり生きることだと思います。他人によりかかってはダメ、そこから始まると思います。(50代女性)

女性側の意識のさまざまな考えがあると思う。まだ女性自身が本物の平等の意味を理解しないで都合よく使い分けをするような状況があると思う。男女とも勉強が必要ではないか。(40代女性)

3 参画にかかわること

(1) 方針決定の場における男女格差

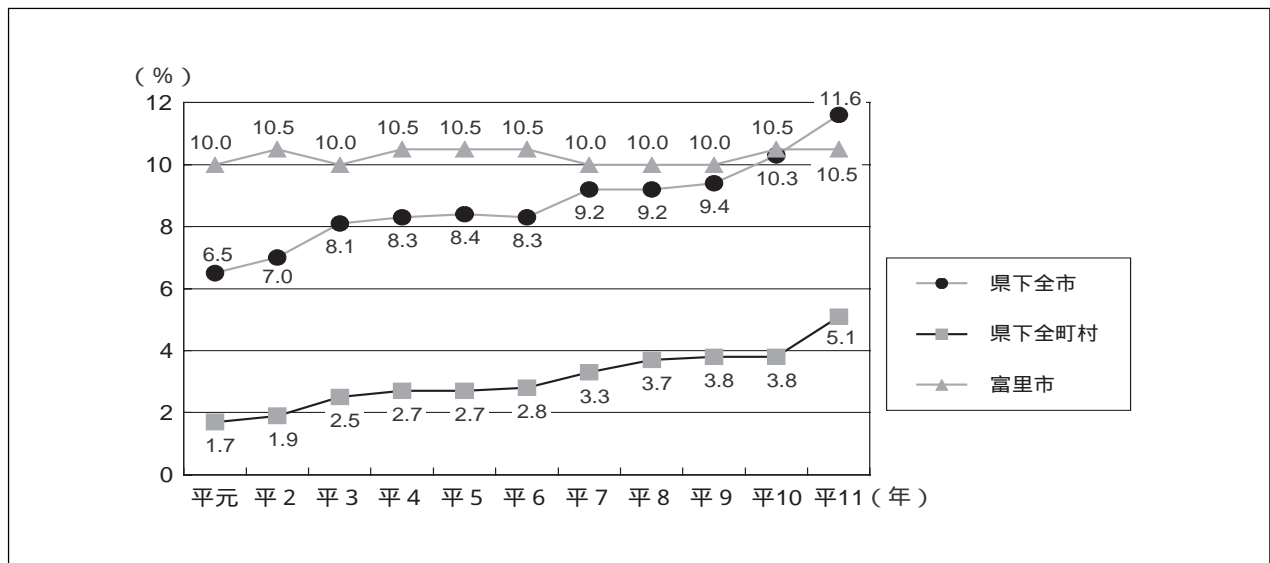
政治や行政、企業や団体などの分野において、特に意思決定過程への女性の参画は少ない現状にあります。

男女共同参画社会の実現には、社会の構成員の半分を占める女性の意思が適確に反映されなければなりません。そしてそのためには、様々な政策・方針の決定の場に女性が参画することが不可欠です。それは政策・方針の影響を受ける市民にとって当然の権利であり、また義務であるともいえます。

統計資料より

千葉県下の市町村議会における女性議員割合は増加しており、市議会では11.6%、町村議会では5.1%となっていますが、富里市では長い間約10%（2人）で推移しています。

千葉県の市町村議会における女性議員の割合

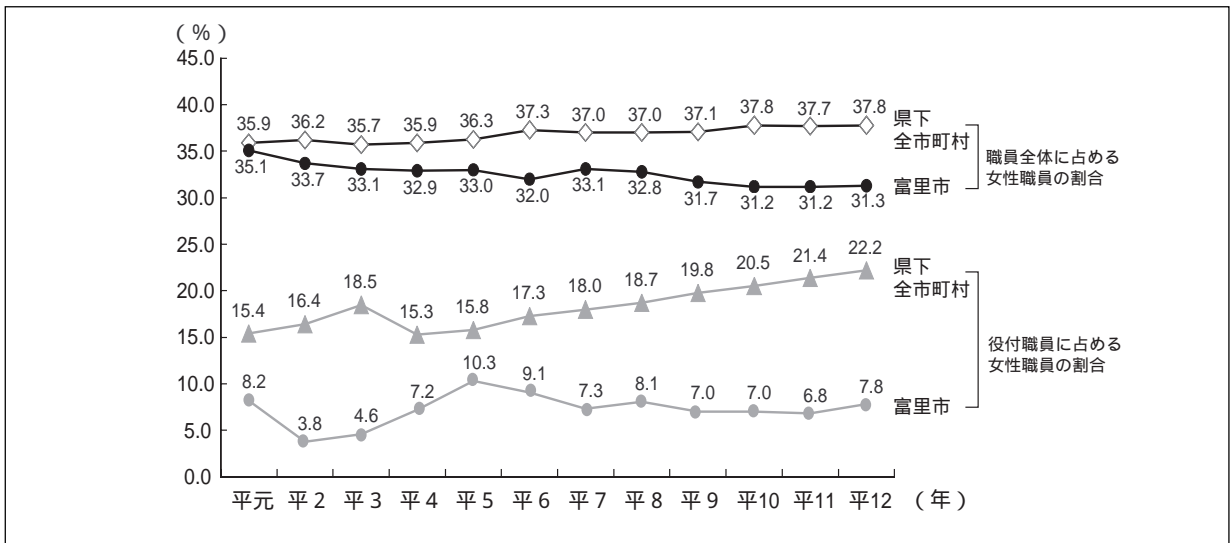


(市町村資料集)

統計資料より

富里市においては、女性職員の占める割合は全職員数に対して31.3%、また役付職員（係長以上）に対しては7.8%となっており、県下全市町村の水準より低くなっています。

千葉県における市町村の女性職員の登用率の推移

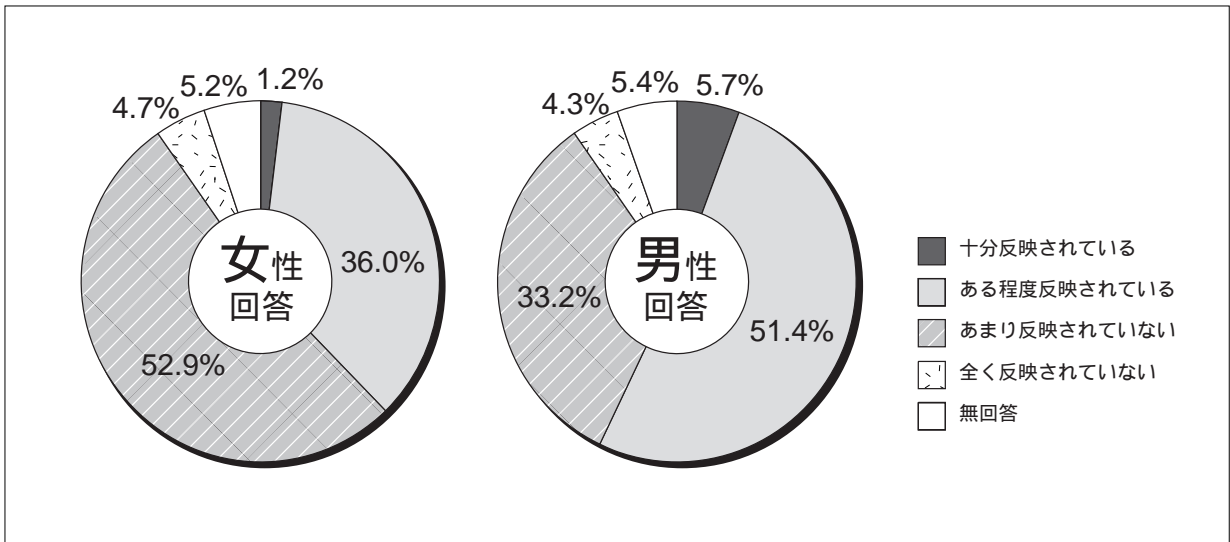


(平成12年度千葉県男女共同参画白書)

アンケート結果より

政治や行政に女性の意識が反映されているかとの問いに対し、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた「反映されている」という回答は、男性が57.1%と過半数であるのに対し、女性は37.2%と大きく下回っています。

女性の意見の反映度



我が国は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す HDI では 174 カ国中 4 位ですが、女性の政治及び経済への参画の程度を示す GEM では 102 カ国中 38 位と低位です。

人間開発に関する指標の国際比較

▼HDI (人間開発指数)			▼GEM (ジェンダー・エンパワーメント測定)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	カナダ	0.932	1	ノルウェー	0.810
2	ノルウェー	0.927	2	スウェーデン	0.777
3	米国	0.927	3	デンマーク	0.765
4	日本	0.924	4	カナダ	0.742
5	ベルギー	0.923	5	ドイツ	0.740
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
35	クウェート	0.833	35	ポーランド	0.504
36	チェコ	0.833	36	フランス	0.499
37	バーレーン	0.832	37	イスラエル	0.496
38	アンティグア・バーブーダ	0.828	38	日本	0.494
39	アルゼンチン	0.827	39	ベリーズ	0.492
40	ウルグアイ	0.826	40	中国	0.491

(人間開発報告書 1999年・国連)

(2) 国際交流にかかわる問題

今後は一層の国際化の進展により、地域と世界との交流がさらに活発化することが見込まれ、男女共同参画の問題を考える上で、国際社会における取り組みの成果や経験を活用していくことが、ますます必要となってきます。

また、地球上には貧困や飢餓の問題、環境問題だけでなく、売買春など女性の人権の問題についても、地球社会の一員として互いに協力すべき状況にあり、国境を越えた連携が求められています。

このため、これからは一人ひとりが、国際的な視野からこの問題を理解し、主体的に交流・協力を進めることが必要です。

一方、地域に暮らす外国人が安心して生活できるよう図ることも求められています。特に、富里市には外国人登録者が多くみられ年々増加しており、男女共同参画にかかわる国際交流の視点からの施策を講じていく必要があります。

4 就労にかかわること

(1) 待遇の不平等

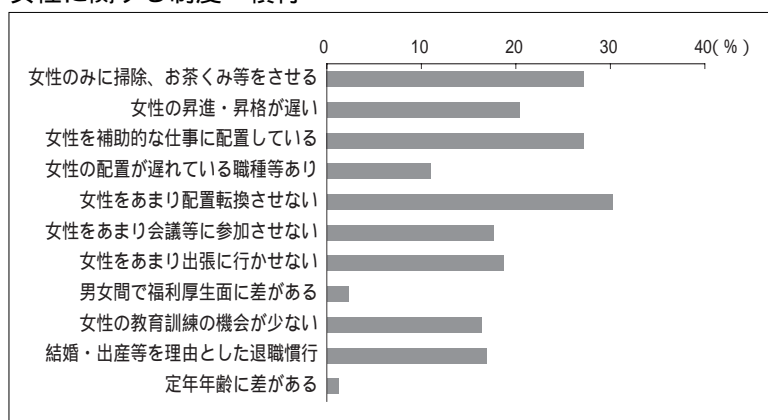
女性が就業の場において自己実現を図れるようにすることは、男女共同参画社会の主要な要素です。男女雇用機会均等法の施行や労働基準法の改正などにより、女性をめぐる労働環境の整備は着実に進んできています。しかしながら、男女の賃金格差や結婚・出産退職の慣行といった不平等な待遇も依然として続いています。

この背景には、雇用者側に「女性は長く勤めないだろうから、働き手として期待しない、育てない」と、女性の労働を適正に評価しない状況があります。

このため、今後は社会全体の役割分担意識を見直すとともに、就業の場における女性の能力開発や待遇の不平等解消を進めていく必要があります。

統計資料より

女性に関する制度・慣行



(平成12年千葉県・女性労働者就業実態調査)

女性に関する制度や慣行の問題については、「女性をあまり配置転換させない」(30.2%)、「女性にのみ掃除、お茶くみ等をさせる」(27.2%)、「女性を補助的な仕事に配置している」(27.2%)、「女性の昇進・昇格が遅い」(20.4%)などが指摘されています。

市民の声より

申告の時など、そもそも配偶者控除等、「年収(パートの場合)いくらまででとめなければ」などということからおかしい。女性の仕事や時間、意欲などをなくさせる感じ。(40代女性)

(2) 自営業に就労する女性の問題

富里市は農業の盛んなまちであり、農業従事者のうち女性は約48% (平成12年) を占め、重要な担い手になっていますが、方針決定の場への女性参画は遅れている状況にあります。

また、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行が残っており、女性が生産活動や家事・育児において果たしている役割に対する適正な評価がされにくい状況にあります。

一方、商工自営業に従事する女性も、生産と生活の区別がしにくく、女性は二重の負担を背負っています。

このため、農業や自営業に従事する女性の実態を把握するとともに、女性の就労条件の向上を図る必要があります。

(3) 働く女性の保護上の問題

女性は妊娠、出産するという身体的な機能を持っています。このため、就労の場においては、そのことによる差別を受けることがないように図るだけでなく、さらに母性が尊重されることも必要です。今後は、女性が働きながら安心して子どもを産むことができ、出産後も引き続きその能力を十分に発揮することができるような環境づくりを進めていくことが必要です。

(4) 働くものの権利上の問題

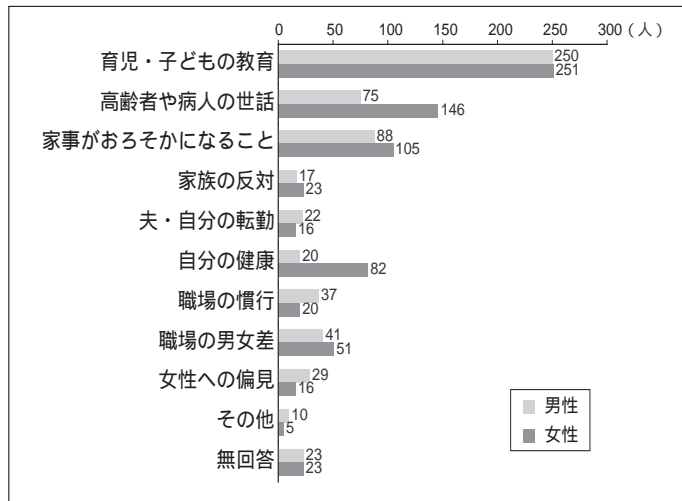
家事や出産、育児、介護などが、働き続けていきたいと希望する女性にとって大きな障害になっています。このため、今後はこうした家庭責任は男女共同であるという観点に立ち、家庭生活への男性の参加を促進することも必要です。また、子をもつ世帯が家事や育児等と仕事とを両立させることができるよう、*育児・介護休業法に基づく環境整備が求められます。

* 育児・介護休業法

育児・介護休業法(正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。)は、労働者が申出を行うことによって育児休業(1歳に満たない子を養育するためにする休業)・介護休業(要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業)を取得することを権利として認めている法律です。

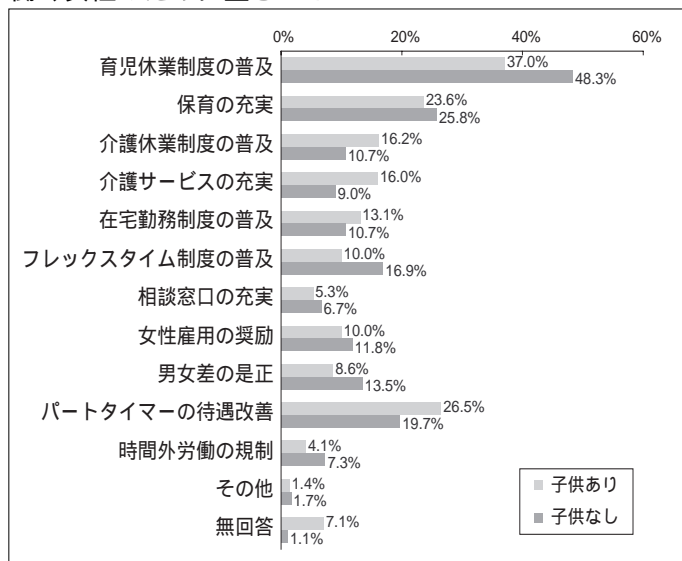
アンケート結果より

働く女性の障害や困難



女性が仕事を続ける上で障害となることについては、「育児・子どもの教育」が最も多く、「高齢者や病人の世話」、「家事がおろそかになること」がこれに続きます。

働く女性のために望むこと



働く女性のために望むことについては、育児休業制度の普及、保育の充実、パートタイマーの待遇改善が高い割合となっています。

市民の声より

男女平等を言うなら育児や介護の支援をきっちりと整備すべきであり、そうしなければ企業にとって女性は使いづらいということになってしまう。この点については富里市だけに限らず、日本全国全て不十分である。これがまた、少子化の原因にもなっており、早くなんとかしなければ日本の将来はないと思う。(40代男性)

5 家庭・地域にかかわること

(1) 家事などの女性への負担

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は、家庭における女性の家事負担を強める原因となっています。

一般的に、共働きかどうかにかわらず、男性が家事などに費やす時間は少なく、女性がその多くを担っており、家事負担における不平等がみられます。

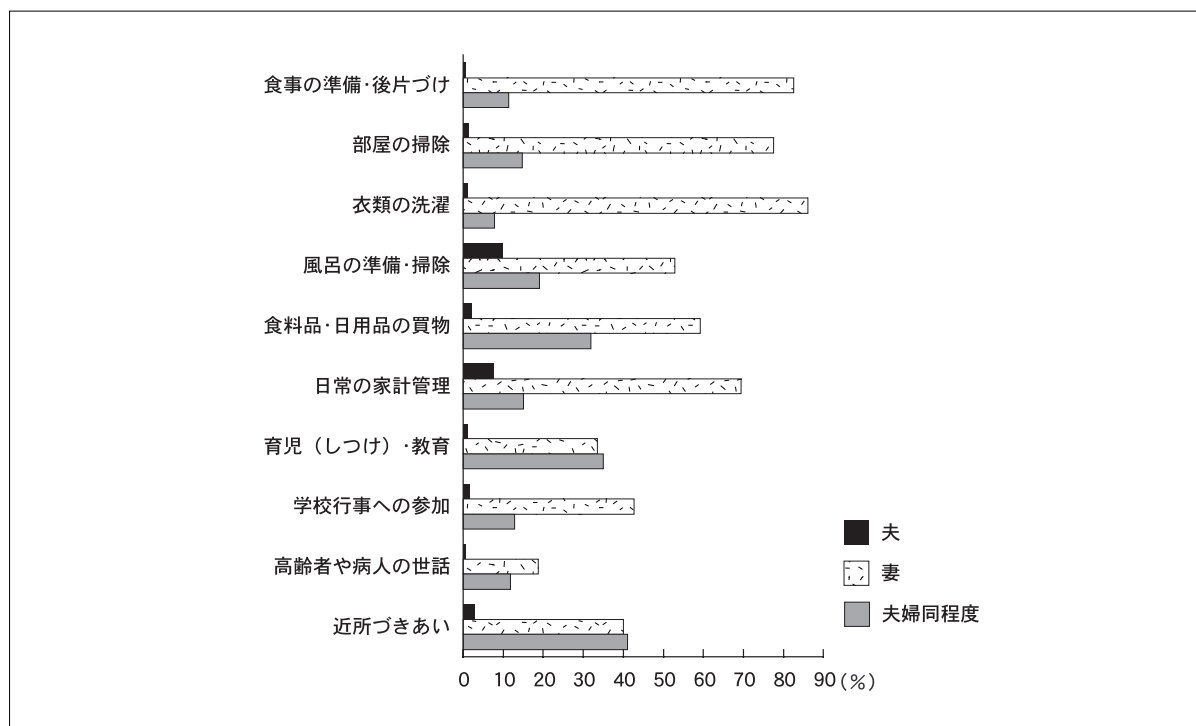
そして、子育てや介護を一人で担い、家庭での孤立感や閉塞感に苦しんでいる女性も少なくありません。また、地域での活動に参加したとしても、時間的な制約のために思うようにならない状況もみられます。さらに、仕事をもつ女性にとっては、「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は仕事と家庭」という二重の負担を背負う状況へと変化し、女性の負担がますます重くなっています。

女性が就労や地域での社会活動に、より参加しやすくするためにも、こうした家事負担の不平等を解消していく必要があります。

アンケート結果より

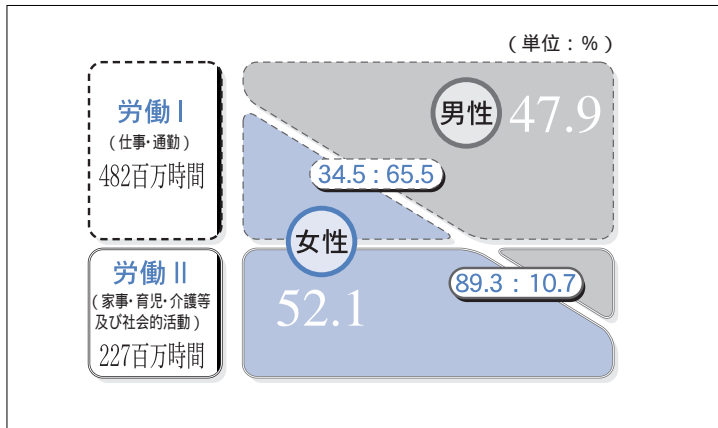
家事の中でも、「衣類の洗濯」、「食事の準備・後片付け」、「部屋の清掃」は、特に高い割合で妻が分担しています。

家事の役割分担状況



統計資料より

社会の半分を支える女性－労働の種類と担い手－



(社会生活基本調査(平成8年・総務庁)より作成)

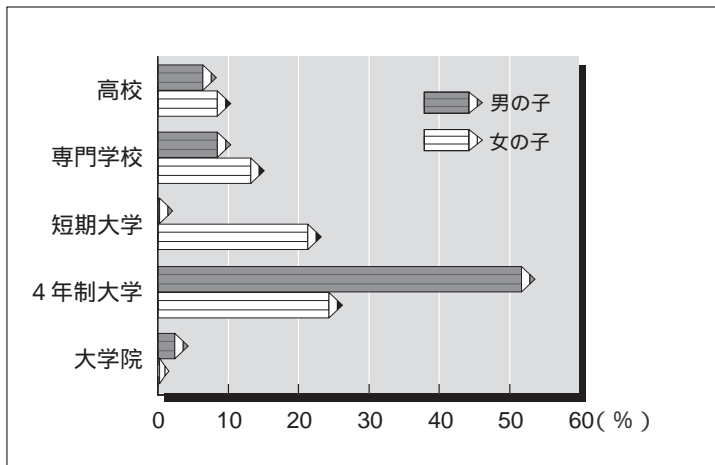
家庭内での家事や育児、地域社会の様々な活動など、市場での評価が行われず、無償で行われる労働、すなわち、アンペイド・ワークの多くは女性が担っています。仕事・通勤といった収入を伴う仕事などに係る総時間の34.5%を女性が、65.5%を男性が担っているのに対し、家事、介護・看護、育児などアンペイド・ワークにあたる総時間については89.3%を女性が、10.7%を男性が担っています。また両者を合計した全体についてみると52.1%を女性が、47.9%を男性が担っており、総体としては、女性が社会の半分以上を支えていることになります。

(2) 子どもに対する期待の偏り

家庭や地域での子育てにおいては、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」といった意識によって、子どもに対する期待が偏ったものになっている状況がみられます。これは、結果として子ども一人ひとりの個性と能力を發揮する上で障害となってしまうおそれがあります。このため、今後は親のしつけにおいても男女平等の視点をもつ必要があります。

アンケート結果より

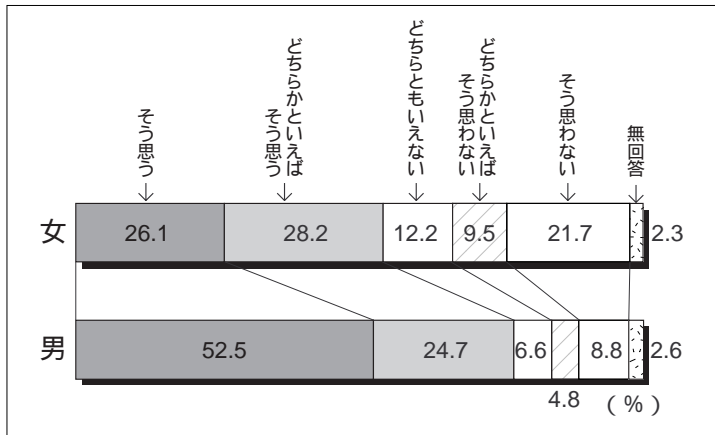
子どもに受けさせたい教育の程度



子どもに受けさせたい教育の程度をみると、男の子は「4年制大学」が最も多く、過半数を占めているのに対し、女の子は「4年制大学」が最も多いものの、「短期大学」や「専門学校」の割合が高くなります。

アンケート結果より

男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたい？



「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」という考え方について、女性は54.3%が『そう思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の計)と答えているのに対し、男性は77.2%と女性より23ポイントも高く、男女間の意識の差はかなり大きくなっています。

市民の声より

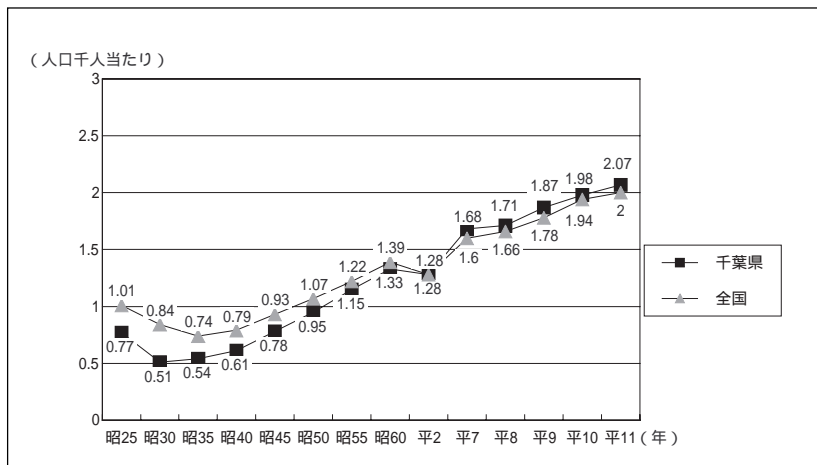
男女平等を言いながら、家庭では案外、母親が男の子だから女の子だからという育て方をしているように思います。(50代女性)

(3) ひとり親家庭の自立困難

死別や離別によるひとり親家庭においては、地域での母(父)子家庭への偏見や経済的な問題が生活を不安定にし、自立を困難にしていることが少なくありません。こうしたひとり親家庭への偏見の解消と自立支援を図っていく必要があります。

統計資料より

離婚率の推移



全国及び千葉県の離婚率は年々増加しており、千葉県平均では人口千人当たり2.07となっています。

(千葉県健康福祉政策課「千葉県衛生統計年報」、厚生労働省「人口動態統計」)

6 健康・福祉にかかわること

(1) 健康を守り育てる権利の侵害

女性は妊娠・出産などにより、思春期から高齢期まで、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした問題について理解を深め、適確な健康管理ができるよう図っていく必要があります。

また、従来から妊娠・出産など、女性の身体に関する自己決定については、十分配慮されていませんでした。

このため、妊娠や出産など、女性の身体にかかわることは女性自身が決めるという「女性の身体への自己決定権」の考え方について、理解を深めることが必要です。

市民の声より

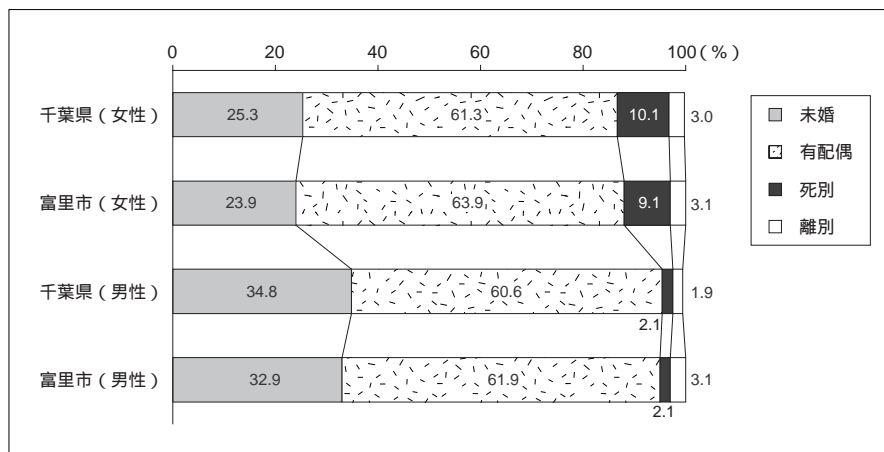
もうこれ以上子どもをつくりたくない気持ちがあるのに、夫や姑にそのことを言いだしにくい。
(30代女性)

(2) 一人暮らし高齢期不安

女性の平均寿命は男性より長いことから、一般的に、女性が高齢期を一人で暮らすことが多くなるものと考えられます。今後は高齢化のさらなる進行が予想される中で、高齢期の女性が女性であるがために不安な暮らしを送ることがないように図っていく必要があります。

統計資料より

配偶関係別割合



千葉県値は不詳を含むため、合計は100%にならない。

富里市における15歳以上の女性の配偶関係別割合は、未婚が23.9%、有配偶が63.9%、死別が9.1%、離別が3.1%となっています。死別者の割合は、男性が2.1%に対して女性は9.1%と大きく上回っており、女性が高齢期を一人暮らしで送る可能性が高いことがわかります。

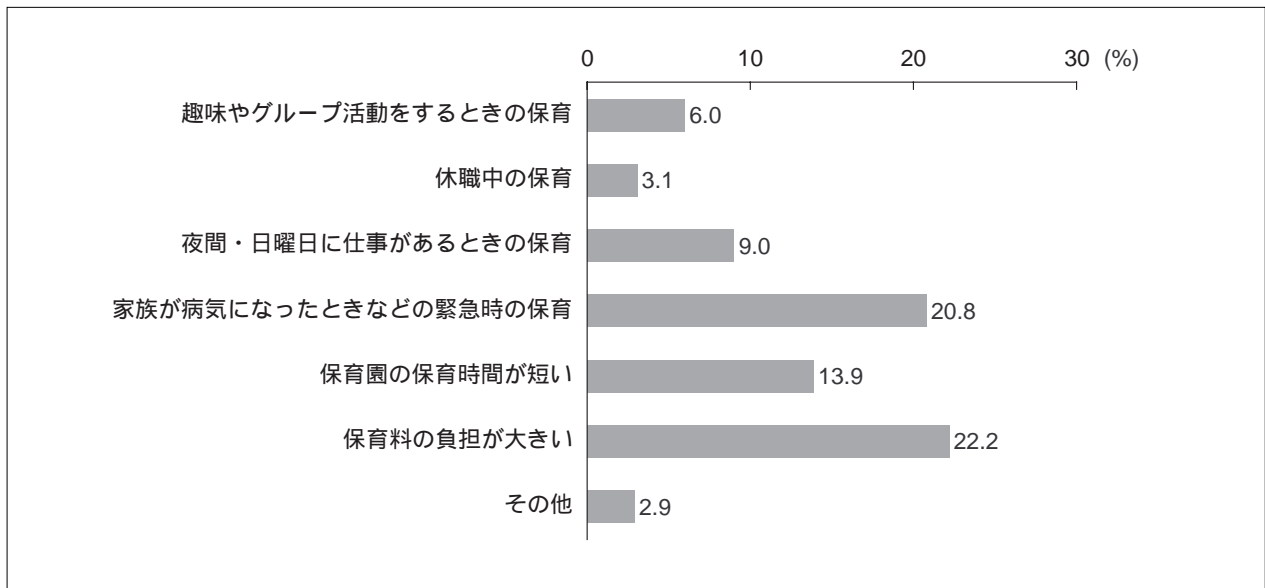
(3) 保育や介護に関する不安

女性の社会進出の増加にともない、保育ニーズの多様化が進んでいます。女性が仕事をやめた理由の多くが結婚や出産・育児、介護であり、子育てや介護と仕事の両立のためのサービスの充実が急務となっています。

アンケート結果より

保育に関して困っていることとして、「保育料の負担が大きい」(22.2%)が最も多く、次いで「家族が病気になったときなどの緊急時の保育」(20.8%)、「保育園の保育時間が短い」(13.9%)となっています。

保育に関して困っていること



複数回答のため、合計は100%にならない。

市民の声より

仕事を持つ女性にとって、出産・育児が大きな負担になっていると思われます。仕事を持つ女性が安心して出産・育児ができるようになってほしいと思います。(30代女性)

3 計画の目標

1 基本目標

“男だから”～しなければならない

“女は”～するものだ

～するなんて“男らしくない”

“女のくせに”～するなんて

こうした発想は、往々にして私たちの生き方を一定の「型」にはめてしまいます。

男だから職業を持って働き、経済力を持たねばならないと考えることや、女だから家庭を守らなければならないと考えることなどは、その例といえます。

こうした性別による固定的な意識や発想は、個人が自由に生き、個性と能力を発揮する上で妨げになることがあります。

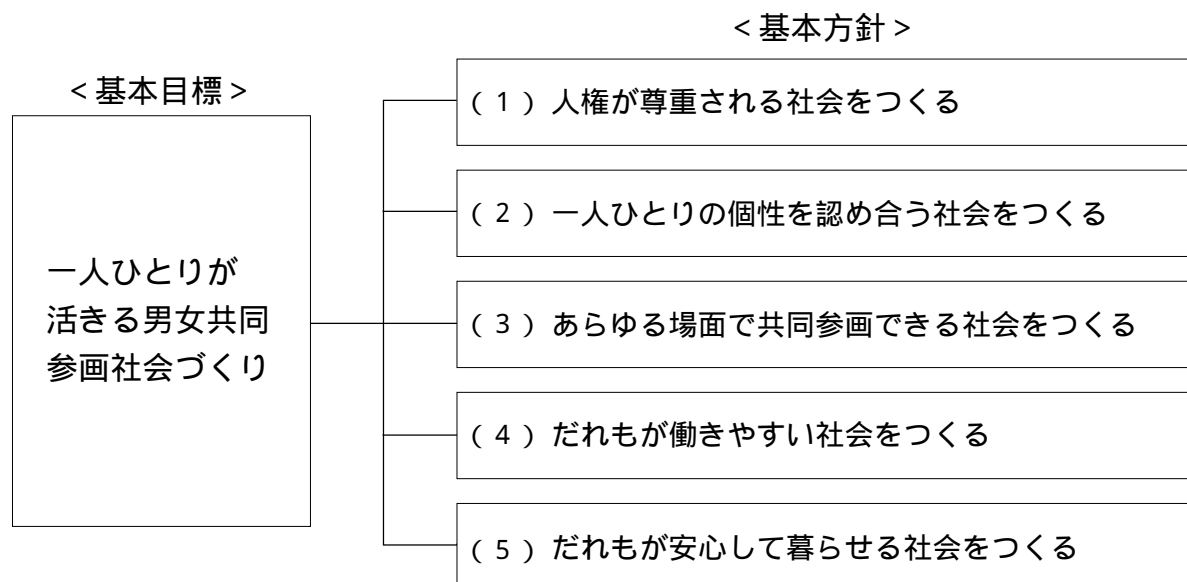
私たち一人ひとりが自分の個性と能力を発揮しながらいきいきと生き、互いの生き方を尊重しあえる社会、だれもが真に個性豊かな生き方を選択できる社会づくりを目指していきます。

一人ひとりが活きる男女共同参画社会づくり



2 基本方針

この計画の基本目標を達成するために、次の5つの基本方針を掲げます。



(1) 人権が尊重される社会をつくる

女性に対するあらゆる暴力を根絶するためには、暴力は人間の尊厳にかかわる基本的人権の侵害であること、それは単に個人の問題にとどまらず、社会的・構造的な問題の一つであるということを認識することが大切です。

女性に対する人権侵害をなくし、男女が対等な関係を築きながら、一人ひとりの性と人権を尊重しあえる社会づくりを進めます。

(2) 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、また、それを認め合っていけるような社会にするためには、個々の意識を改めていくとともに、将来を担う子どもたちに対して、男女が平等であるという教育を行っていくことが大切です。

一人ひとりの意識の啓発を進めることにより、個性を尊重し認め合っていくことができる社会づくりを進めます。

(3) あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

私たちは、男女を問わず、子どもも高齢者も同じ社会の中で生活しています。そこでは日々いろいろな生産活動が営まれ、社会は常に動いています。しかし、こうした社会の動きに関与し、その方向性を決め、どんな社会にしていくのがいいのかといったことには、男性に比べ女性の意見が十分に反映されているとはいえません。

女性も男性もいろいろな場で意見を述べ、社会づくりに参画していくことができる社会づくりを進めます。

(4) だれもが働きやすい社会をつくる

働く女性をとりまく環境には、いまだに多くの不平等が残されています。

また、人の暮らしは、働くことと家庭・地域生活を営むことの両面から成り立っており、どちらか一方への偏りは、様々なひずみを生む原因となります。しかし、多くの場合、男性の生活の比重は仕事にかかり、その一方で、家事や育児、介護などの大部分を女性が担っているのが現状です。

これからは、男女の共同参画、共同責任という視点に立ち、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりを進めます。

(5) だれもが安心して暮らせる社会をつくる

少子化が進む中で、安心して出産や子育てができるよう、保育の充実を図るとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう図っていくことが求められています。

また、女性には男性にない妊娠・出産という重要な機能があり、これを保護し、健康を守っていくことが大切です。

さらに、女性の方が男性より平均寿命が長いことから、多くの場合、高齢期の一人暮らしは女性となることが予想されます。

こうしたことから、いきいきと楽しく子育てをし、また住み慣れた地域で自立して生活していけるよう、健康・福祉の充実を図り、安心して暮らせる社会づくりを進めます。

< 施策の構成 >

一人ひとりが生きる男女共同参画社会づくり

1 人権が尊重される社会をつくる

女性への暴力等の排除
被害者への支援
メディアにおける人権擁護
性の商品化を防ぐための意識啓発

2 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる

男女平等意識の醸成
家庭・地域における学習機会の充実
学校における男女平等教育の充実

3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

市政への女性参画の促進
方策決定への女性参画の促進
国際交流の促進

4 だれもが働きやすい社会をつくる

雇用の機会、条件の改善
働く場の環境整備
家内就労者の条件整備
家庭との両立支援

5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

子育てへの支援
健康づくりの推進
生涯福祉の推進

計画を推進するために

計画推進体制の強化 市民、事業者との連携の強化

4 施策の方向

1 人権が尊重される社会をつくる

(1) 女性への暴力等の排除

「ドメスティック・バイオレンス」や「セクシュアル・ハラスメント」など、女性への暴力行為を排除するための啓発を推進するとともに、暴力を潜在化させない社会環境、容認しない社会環境をつくっていきます。

番号	施策名	所管課
1	ドメスティック・バイオレンスなどの理解に向けた情報提供及び学習会等の実施	企画課
2	女性への暴力等の防止に向けた啓発活動の推進	企画課
3	防犯体制の強化及び防犯施設等の整備	総務課

(2) 被害者への支援

暴力を受けた被害者に対して心身のケアを行い自立を支援するため、関係機関と連携しながら支援体制の強化を図ります。

番号	施策名	所管課
4	相談体制の強化・充実	社会福祉課、教育委員会
5	被害者を保護する一時退避施設等に関する調査・研究及び広域連携の推進	企画課、社会福祉課

(3) メディアにおける人権擁護

女性に対する暴力を誘引したり、人権を侵害するようなメディアについて、市民・関係機関と連携しながら監視や規制を図ります。

番号	施策名	所管課
6	公的な刊行物などにおける表現内容の見直し	関係各課
7	有害なチラシや屋外広告看板などの規制強化	都市計画課

(4) 性の商品化を防ぐための意識啓発

性の商品化が人権に及ぼす影響を周知し、性の商品化を無意識のうちに受け入れている社会的風潮の意識的な見直しのための啓発を推進します。

また、援助交際などを含む売買春行為の犯罪性についての意識啓発を行うとともに、関係機関と連携しながらその対策を進めます。

番号	施策名	所管課
8	性の商品化防止のための啓発活動の推進	企画課
9	性感染症等についての正しい知識、情報の提供	健康推進課、教育委員会
10	売買春、援助交際等の発生を防ぐための情報提供	企画課、教育委員会

2 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる

(1) 男女平等意識の醸成

家庭や地域の中に存在するジェンダーに気づき、身近なことから制度や慣習について見直すことができるよう啓発活動を推進します。

番号	施策名	所管課
11	市広報紙や情報誌などによる男女平等意識の啓発	企画課
12	市広報紙や情報誌などによる男女共同参画に関する情報の提供	企画課
13	地域における慣行、慣習の見直しのための調査・研究	企画課
14	男女共同参画に関わる関連資料、図書等の充実	企画課、教育委員会
15	男女別の統計資料の充実	企画課

(2) 家庭・地域における学習機会の充実

家庭や地域において男女共同参画を進めるため、関連する講座や教室等の充実を図ります。

番号	施策名	所管課
16	男女共同参画に関連する講座、教室等の開催	企画課、教育委員会
17	国・県等が主催する講演会、研修会等の情報提供	企画課
18	講座等における幼児の一時預かりの推進	関係各課
19	家庭において男女平等教育を進めるための啓発活動の推進	企画課、教育委員会
20	女性団体・グループ活動への支援	関係各課

(3) 学校における男女平等教育の充実

性別にとらわれることなく、子どもの個性と能力を伸ばせるよう学校における男女平等教育を推進します。

番号	施策名	所管課
21	人権教育、性教育の充実	教育委員会
22	性別にとらわれない進路指導等の推進	教育委員会
23	*男女混合名簿の導入及び使用への対応	教育委員会
24	国際理解教育の推進	教育委員会
25	教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	企画課、教育委員会

* 男女混合名簿

学校教育の現場において男女平等教育を推進するため、実践されている取組のひとつ。児童・生徒の名簿を男女別の順にするのではなく、男女を混ぜた 50 音順にするなど、性別に過度にとらわれないよう配慮された名簿のこと。

3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

(1) 市政への女性参画の促進

女性の意見を政策・方針決定の場に反映させるため、市の各種審議会や委員会などについて女性の参画を促進します。

番号	施策名	所管課
26	審議会、委員会等への女性の参画の促進	関係各課
27	審議会等委員の公募枠の拡大	関係各課
28	広聴活動の充実	企画課
29	女性の視点から見た施設改善やまち点検の実施	企画課

(2) 方策決定への女性参画の促進

女性の能力開発に努めるとともに、女性の管理職への登用などによる方策決定への参画を促進します。

番号	施策名	所管課
30	各種団体等における女性役員の拡充の促進	関係各課
31	企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ	産業経済課

(3) 国際交流の促進

外国人との交流を通じて、男女共同参画に関する国際的な視点を養います。また、外国人が地域社会の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

番号	施策名	所管課
32	国際交流事業の充実	企画課、教育委員会
33	国際的な男女共同参画に関する情報の提供	企画課
34	外国人に対する情報提供の充実	関係各課

4 だれもが働きやすい社会をつくる

(1) 雇用の機会、条件の改善

働く場における女性の権利を守るための各種の法制度の周知と徹底を図ります。また、職業技術等の取得や起業への支援を図ります。

番号	施策名	所管課
35	*労働基準法の周知・徹底	産業経済課
36	男女雇用機会均等法の周知・徹底	産業経済課
37	職業技術等を取得するための講座等の情報提供	産業経済課
38	起業家を支援するための融資制度等の調査・研究	産業経済課

(2) 働く場の環境整備

セクシュアル・ハラスメント防止のための対策を進めるとともに、女性にとって働きやすい職場づくりを促進します。

番号	施策名	所管課
39	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の推進	産業経済課
40	職場における慣行を見直すための啓発活動の推進	産業経済課

* 労働基準法

労働基準法には、雇用における男女平等を進めるとともに、働く女性の権利と健康を守るための規定が設けられています。女性が女性であるというだけの理由で賃金差別を受けないこと、妊産婦等の保護のため就業を制限することなどが盛り込まれています。

(3) 家内就労者の条件整備

農業従事者や自営業従事者など、家内で就労する女性の就労条件の向上を図ります。

番号	施策名	所管課
41	農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進	産業経済課
42	法人化など農業経営に関する調査・研究	産業経済課

(4) 家庭との両立支援

女性も男性も仕事と家庭の両立ができるよう、*育児・介護休業法など関連する法制度を周知・徹底するとともに、女性の就労に対する理解を深めるための啓発を行います。

番号	施策名	所管課
43	育児・介護休業法の周知・徹底	産業経済課
44	労働時間の短縮や*フレックス勤務制度についての調査・研究	企画課
45	企業内保育についての調査・研究	産業経済課
46	放課後児童クラブの充実	社会福祉課
47	女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進	企画課、産業経済課
48	男女とも参加できる家事・育児・介護講座等の開催	社会福祉課、教育委員会

* フレックス勤務制度

企業の定めた指定勤務時間帯を含むという条件で、勤務時間を労働者が自主的に決められる制度。

5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

(1) 子育てへの支援

子どもを持ちたいと望む人が安心して出産、子育てができるよう、保育内容の充実や保育施設の整備を図るとともに、育児や子育てに関する相談・指導や情報提供を行っていきます。

番号	施策名	所管課
49	多様な保育サービスの充実	社会福祉課、教育委員会
50	子育てに関する相談、指導及び情報提供の充実	健康推進課、社会福祉課、教育委員会
51	地域で支援する子育て体制の整備	社会福祉課
52	子育てに関する経済的支援の推進	健康推進課、社会福祉課、教育委員会
53	小児救急医療体制の整備	健康推進課
54	母親（両親）学級の充実や親子のふれあい事業の推進	健康推進課、教育委員会

(2) 健康づくりの推進

女性の健康を守り育てるため、母子保健の充実をはじめ各種の保健・医療を関係機関と連携しながら充実させるとともに、教育、相談活動の推進を図ります。

番号	施策名	所管課
55	育児相談、栄養指導など母子保健の充実	健康推進課
56	各種検診事業の充実	健康推進課
57	健康教室の開催など女性の健康づくりの推進	健康推進課
58	心身の健康相談の充実	健康推進課、社会福祉課
59	妊娠、出産等に関わる学習機会の充実	健康推進課
60	各種スポーツ教室等の充実	教育委員会

(3) 生涯福祉の推進

高齢者、障害者等だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種の福祉施策を充実するとともに、多様な社会参加の促進を図ります。

番号	施策名	所管課
61	高齢者の社会参加の促進	産業経済課、社会福祉課
62	在宅保健福祉サービスの充実	健康推進課、社会福祉課
63	ひとり暮らし高齢者に対する支援	社会福祉課
64	高齢者の健康づくりの推進	健康推進課、社会福祉課
65	障害者福祉の充実	社会福祉課
66	ひとり親家庭への自立、経済的支援の促進	社会福祉課
67	介護相談の充実	介護保険課、社会福祉課

5 計画を推進するために

1 計画推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくための課題は、広範囲、多岐にわたっており、市政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。そのため、市役所内の男女共同参画を進めていくとともに、行政の横断的な連携を図りながら各種事業を推進していきます。

また、本計画を円滑に推進していくため、計画の進行管理を行うとともに、推進体制の整備や関連機関との連携を強化していきます。

2 市民、事業者との連携の強化

本市の男女平等を推進していくためには、市の施策や市民の実践だけでは解決できず、国や県で取り組むべき課題があります。そのような課題については、国や県に働きかけるとともに、課題解決のための連携を強めていきます。また、企業に対しても、男女平等の視点からの要請・働きかけを行います。

さらに、*NPOなど市民活動との協働は今後ますます重要になっていくため、市民参加のための体制強化等により、その促進を図ります。

* NPO

"Non-Profit Organization" の略。「特定非営利活動法人」

広い意味ではボランティア団体や市民活動団体のほか、財団法人、社会福祉法人、生協などを含む社会貢献活動を行う組織のこと。

ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持ち、規約や代表者を定め組織的、継続的に活動を行うといった違いがあります。

富里市男女共同参画計画策定委員会委員名簿（敬称略）

氏名	備考
佐藤 繁夫（委員長）	市議会
石川 孝一	社会福祉協議会
伊藤 忠典	青少年相談員連絡協議会
林田 あき	地区保健推進員協議会
川邊 孝子	母子福祉推進員協議会
阿部 マチ子	民生委員・児童委員協議会
中野 善敦	生涯学習推進会議
根本 実	PTA 連絡協議会
河野 昌子	国際交流協会
小川 よし子	婦人会
藤田 節子	文化団体連絡協議会
横尾 保恵	商工会女性部
秋葉 禮子	人権擁護委員
今井 功子	行政相談員
小野沢 みち子	農業協同組合
吉岡 みな子	公募委員
小見川 明	富里市助役
今井 清治	富里市教育委員会生涯学習課長
山口 幸治	富里市総務部企画課長
アドバイザー	西山 千恵子（千葉大学講師）

委員会の経過

平成13年11月21日	第1回	策定スケジュール、男女共同参画の動向
平成14年1月31日	第2回	男女共同参画をめぐる現状と課題
平成14年3月27日	第3回	男女共同参画をめぐる現状と課題
平成14年5月29日	第4回	富里における男女共同参画の課題
平成14年8月23日	第5回	計画の目標と基本方針
平成14年10月31日	第6回	施策の方向
平成15年1月16日	第7回	施策の方向別の具体的施策
平成15年3月24日	第8回	全体とりまとめ

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的

取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（概要）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳及び男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であり、このことは、国際社会における取組にも沿うものである。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

1 定義 [第 1 条]

- (1) 「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
- (2) 「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

2 国及び地方公共団体の責務 [第 2 条]

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

3 配偶者暴力相談支援センター等

- (1) 都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。[第 3 条第 1 項]
- (2) 支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）の保護のため、次に掲げる業務等を行うものとする。[第 3 条第 2 項]

ア 相談及び相談機関の紹介

イ 医学的又は心理的な指導その他の必要な指導

ウ 被害者及びその同伴家族の一時保護

エ 自立して生活することを促進するための情報の提供その他の援助

オ 保護命令制度の利用についての情報の提供その他の援助

カ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供

- (3) (2)のウの一時保護は、婦人相談所が自ら行い、又は一定の基準を満たす者に委託して行うものとする。
[第 3 条第 3 項]

- (4) 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。[第 4 条]

- (5) 都道府県は婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。[第 5 条]

4 被害者の保護

- (1) 配偶者からの暴力の発見者による通報等 [第 6 条]
 - ア 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。医師等は、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合は、支援センター又は警察に通報することができ、この場合、その者の意思を尊重するよう努めるようにする。
 - イ 医師等は、配偶者からの暴力による傷病者に対し、支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (2) 支援センターによる保護 [第 7 条]

支援センターは、通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、支援センターの業務の内容について説明及び助言を行い、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- (3) 警察官による被害の防止 [第 8 条]

警察官は、通報等より配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、法令の定めるところにより、暴力の制止等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (4) 関係機関の連携協力 [第 9 条]

支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関は適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

5 保護命令

- (1) 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、次を命ずるものとする。[第 10 条]
 - ア 当該配偶者に対し、6 月間の被害者への接近禁止
 - イ 2 週間の住居からの退去（被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。）
- (2) (1)の申立ては、暴力を受けた状況等一定の事項を記載した申立書を、相手方又は被害者の住所等を管轄する地方裁判所に提出して行うものとする。[第 11 条、第 12 条第 1 項]
- (3) 裁判所は、申立書に、被害者が支援センターの職員又は警察の職員に保護等を求めた事実の記載があるときは、当該機関に対し、保護等を求めた際の状況及び当該機関が執った措置の内容を記載した書面の提出を求め、必要があれば説明を求めることができる。[第 14 条第 2 項、第 3 項]
- (4) (3)に掲げる記載がないときは、申立書に、公証人の前で宣誓の上で認証を受けた配偶者からの暴力に関して作成された供述書を添付しなければならない。[第 12 条第 2 項]
- (5) 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。[第 13 条]
- (6) 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、発することができない。その期日を経ることにより、申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。[第 14 条第 2 項]
- (7) 接近禁止命令は、被害者の申立て又は加害者の申立て（命令の効力が生じた日から 3 か月を経過した場合において、被害者に異議がないときに限る。）により、取り消すことができるものとする。[第 17 条]
- (8) 保護命令が発せられた後に、新たに配偶者からの暴力を受けていない場合であっても、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、5（1）アに係る保護命令に限り、再度の申立てをすることができるものとする。[第 18 条]

6 雑則

- (1) 職務関係者は被害者の人権を尊重し、その安全の確保等に十分配慮するとともに、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し必要な研修及び啓発を行うものとする。[第 23 条]

- (2) 国及び地方公共団体は、国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。[第 24 条]
- (3) 国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進等に努めるものとする。[第 25 条]
- (4) 国及び地方公共団体は、民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。[第 26 条]
- (5) 一時保護等に要する費用については都道府県が負担し、その一部を国が負担又は補助するものとする。
[第 26 条、第 27 条]

7 罰則

- (1) 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。[第 29 条]
- (2) 虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。[第 30 条]

8 附則

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、支援センター等に係る部分については平成14年4月1日から施行する。[附則第1条]
- (2) 施行後3年を目途に法律の規定に検討を加え、必要な措置を講じる。[附則第3条]

用語説明

* 育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

* NPO

"Non-Profit Organization" の略。「特定非営利活動法人」

広い意味ではボランティア団体や市民活動団体のほか、財団法人、社会福祉法人、生協などを含む社会貢献活動を行う組織のこと。

ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持ち、規約や代表者を定め組織的、継続的に活動を行うといった違いがあります。

* ジェンダー

「男は仕事、女は家庭」などといった社会的、文化的に形成された男女の性別のことです。個人としての考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用します。

なお、ジェンダーにとらわれない状況を「ジェンダー・フリー」といい、例えば青色は男性、赤色は女性などのようなジェンダーに基づく決めつけや偏見のことを「ジェンダー・バイアス」といいます。

* ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が公布され（同年11月施行）、ストーカー行為が犯罪とされるとともに、行政的対応が整備されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

千葉県では、ストーカー行為を規制するため、「迷惑防止条例」が改正され、平成12年7月1日から施行されています。

* ストーカー行為

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定し、ストーカー規制法により規制されています。

* セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性に関する言動を行うことです。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることがあります。

* 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に公布・施行されました。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会、すなわち「男女共同参画社会」の形成についての基本理念を明らかにし、「男女共同参画社会」の形成に関する取組を総合的・計画的に推進するため制定されました。(p.44 参照)

* 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法 (正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」といいます。) は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成 11 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

* 男女混合名簿

学校教育の現場において男女平等教育を推進するため、実践されている取組のひとつ。児童・生徒の名簿を男女別の順にするのではなく、男女を混ぜた 50 音順にするなど、性別に過度にとらわれないよう配慮された名簿のこと。

* ドメスティック・バイオレンス (DV)

ドメスティック・バイオレンスとは、夫やパートナーなどの親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が起こる背景には、性別による役割分担意識や男性優位の考え方による女性の人権の軽視、暴力を容認しがちな風潮があるものと考えられています。

平成 13 年 10 月から「ドメスティック・バイオレンス防止法」が施行され、被害者への相談や一時保護、カウンセリングなどの体制が強化されました。

* ドメスティック・バイオレンス防止法

正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。(p.49 参照)

* フレックス勤務制度

企業の定めた指定勤務時間帯を含むという条件で、勤務時間を労働者が自主的に決められる制度。

* 労働基準法

労働基準法には、雇用における男女平等を進めるとともに、働く女性の権利と健康を守るための規定が設けられています。女性が女性であるというだけの理由で賃金差別を受けないこと、妊産婦等の保護のため就業を制限することなどが盛り込まれています。